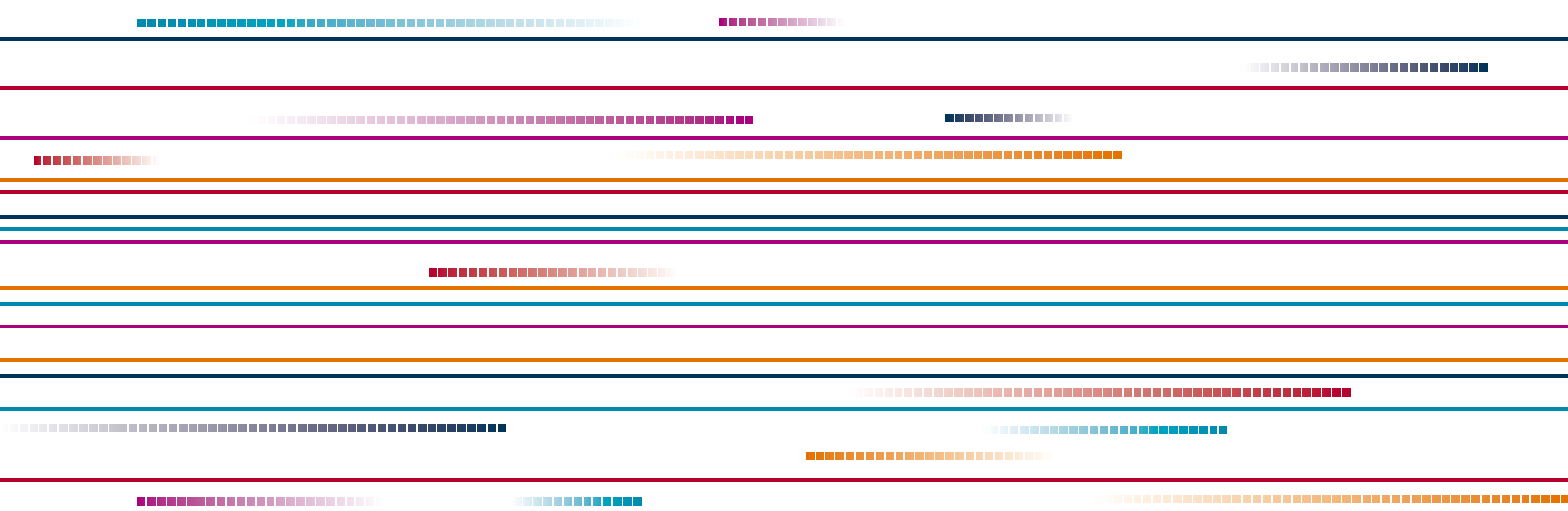


BPO

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

放送倫理・番組向上機構



BPO [放送倫理・番組向上機構] とは

放送の公共性と社会的影響力の重大さを考え、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的な人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、放送界が自主・自律の精神で設立した組織です。

BPOは、「**放送倫理検証委員会**」「**放送と人権等権利に関する委員会**」「**放送と青少年に関する委員会**」の3つの委員会と、各委員会の委員を選任する「**評議員会**」などで構成されています。

BPOは、日本放送協会[NHK]、日本民間放送連盟[民放連]、民放連加盟放送局[207社=2024年4月現在]で構成。各放送局は、3つの委員会の審議・審理等に協力するとともに、委員会から放送倫理上の問題を指摘された場合には、具体的な改善策を含めた取り組み状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOは、その報告などを公表します。

※視聴者には、聴取者が含まれます。



[評議員会] 3つの委員会の委員を選任。評議員は、放送局の役職員以外の有識者。

議長	遠山 友寛 (弁護士)	評議員	小林 栄三 (伊藤忠商事名誉理事、小林栄三事務所代表取締役)
議長代行	里中満智子 (漫画家)	評議員	清家 篤 (日本赤十字社社長)
評議員	内館 牧子 (脚本家)	評議員	御厨 貴 (東京大学名誉教授)

[理事会] (役員) 理事は10人で構成。理事長を含め4人の理事は放送局の役職員以外、6人はNHK・民放連から選任。評議員の選任およびBPOの予算・決算と事業・業務を議決。ほかに監事2人。

理事長	大日向雅美 (恵泉女学園大学学長)	理事	傍田 賢治 (日本放送協会理事)
専務理事	渡辺 昌己 (常勤)	理事	矢吹 寿秀 (日本放送協会審査室長)
理事・事務局長	神田 真介 (常勤)	理事	佐々木 卓 (日本民間放送連盟放送基準審議会議長、TBSテレビ社長)
理事	岩田喜美枝 (住友商事・味の素・リソナHD 社外取締役)	理事	堀木 卓也 (日本民間放送連盟専務理事)
理事	出口 治明 (立命館アジア太平洋大学学長特命補佐)	監事	上田 陽士 (日本放送協会メディア戦略本部専任部長)
理事	山極 壽一 (総合地球環境学研究所所長)	監事	本橋 春紀 (日本民間放送連盟事務局長)

[事務局] 委員会の指示を受け、視聴者からの意見や放送局の対応、審議・審理または調査のための資料収集などを行い、3委員会の運営をサポート。3委員会それぞれを担当する調査役、視聴者対応、広報、総務のセクションで組織。

BPO 3委員会の機能



放送倫理検証委員会

放送倫理と番組の向上
虚偽の放送に関する
審議・審理



放送と人権等権利に関する委員会 [放送人権委員会]

放送による名誉・プライバシー・
肖像等の権利侵害に関する
申立てを審理



放送と青少年に関する委員会 [青少年委員会]

放送と青少年に関する
視聴者意見の把握と
課題の審議、調査研究

- * 各委員会の委員は、評議員会が、放送局の役職員以外の有識者の中から選任します。
- * NHKと民放連加盟放送局は、3委員会の独立性を妨げることなく、円滑な委員会運営に協力します。
- * 放送番組の内容に問題があったと判断した場合、委員会は当該放送局と放送界全体に改善を促し、各放送局は社内議論を深め、正確な放送と放送倫理の向上に努めます。
- * 各委員会での議論や審議・審理の概要と結果、および、BPOに寄せられた視聴者意見の概要などは、すべてBPOウェブサイト(<https://www.bpo.gr.jp>)に掲載し公表しています。

これまでにBPOの3委員会が公表した「委員会決定」

放送倫理検証委員会……『勧告』1、『見解』2、『意見』42、『提言』1

(2024年4月現在)

放送人権委員会……『勧告』17、『見解』62

青少年委員会……『見解』4、『提言』2、『要望』5、『注意喚起』1、『声明』1

- * BPOでは、3委員会が決定・公表した『勧告』『見解』『意見』『提言』などへの理解を深め、取材・制作活動に生かしてもらうため、委員と全国の放送に携わる人たちとの「事例研究会」や「意見交換会」を開催するほか、「講師派遣制度」を設置して、各放送局の研修会に委員などが参加。また、「BPO年次報告会」を開催しています。

《3委員会がまとめた主な出版物》



BPO [放送倫理・番組向上機構] の設立経緯

- 1969年◆NHKと民放連、放送倫理の高揚と放送文化の発展を目的に「放送番組向上協議会」を発足させ、「放送番組向上委員会」を運営。
- 1997年◆NHKと民放連、放送による人権侵害に対して迅速な救済を図るため、自主的な第三者機関として「放送と人権等権利に関する委員会機構[BRO]」を発足させ、「放送人権委員会」を設置。
- 2000年◆NHKと民放連、放送番組向上協議会の中に、放送と青少年に関する課題を審議する「青少年委員会」を設置。
- 2002年◆放送番組向上協議会が運営する「放送番組向上委員会」を「放送番組委員会」に改組。
- 2003年◆NHKと民放連、放送界の自主・自律を目指し、3委員会を運営する「放送倫理・番組向上機構[BPO]」を発足。NHKと民放連は、①委員会運営への協力、②委員会から指摘された放送倫理上の問題点に関する改善策の報告、などを内容とする『放送倫理・番組向上機構の設置等に関する基本合意書』を締結。
- 2007年◆BPO・NHK・民放連、番組の捏造が社会的批判を浴びたことを受け、BPOの機能強化を基本合意。虚偽の放送や放送倫理上の問題を審議・審理する「放送倫理検証委員会」をBPO内に設置。「放送番組委員会」が解散。

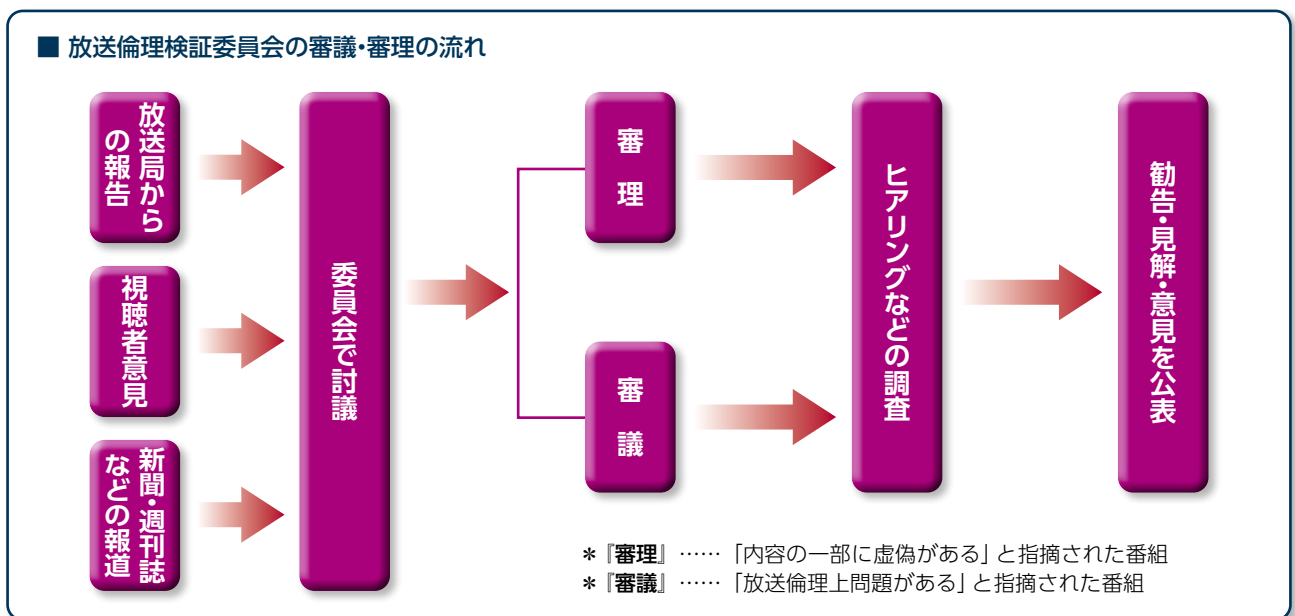


放送倫理検証委員会

BPOの放送倫理検証委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審議を行い、必要に応じて「意見」として公表します。また、虚偽の内容により視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、放送倫理上問題があったか否かを審理して「勧告」または「見解」として公表します。場合によっては、問題の再発防止計画の提出を当該放送局に求めます。委員会の審議・審理は申立て制ではありません。

【委員会の調査】 委員会は、対象番組の審議・審理のために必要な調査を行います。放送局や制作会社などに対して、放送済み映像など関連資料の提出を求め、ヒアリングを行うことができます。審理事案の場合は、必要に応じて、専門家からなる特別調査チームを設置したり、当該放送局に対して、第三者による調査委員会の設置を勧告することもできます。〔調査顧問 川端 和治（弁護士）〕

【合意書の取り交わし】 委員会の活動や運営が円滑に進められるよう、委員会と各放送局は個別に「合意書」を取り交わして、委員会の権限と放送局の協力・遵守事項を明確にし、実効性を担保しています。



放送倫理検証委員会委員

委員長



小町谷 育子
(こまちや いくこ)
弁護士

委員長代行



岸本 葉子
(きしもと ようこ)
エッセイスト

委員長代行



高田 昌幸
(たかだ まさゆき)
東京都市大学
メディア情報学部教授

委員



井桁 大介
(いげた だいすけ)
弁護士

委員



大石 裕
(おおいし ゆたか)
慶應義塾大学
名誉教授

委員



大村 恵実
(おおむら えみ)
弁護士

委員



長嶋 甲兵
(ながしま こうへい)
演出家
TVプロデューサー

委員



西土 彰一郎
(にしど しょういちろう)
成城大学
法学部教授

委員



毛利 透
(もうり とおる)
京都大学大学院
法学研究科教授

委員



米倉 律
(よねくら りつ)
日本大学
法学部教授



放送と人権等権利に関する委員会

BPOの放送と人権等権利に関する委員会[放送人権委員会]は、放送による人権侵害の被害を救済するための委員会です。人権侵害を受けたという人からの苦情申立てを受けて、第三者の立場から無料で迅速・公正に審理し、「勧告」または「見解」として公表します。委員会の審理は原則として申立て制です。

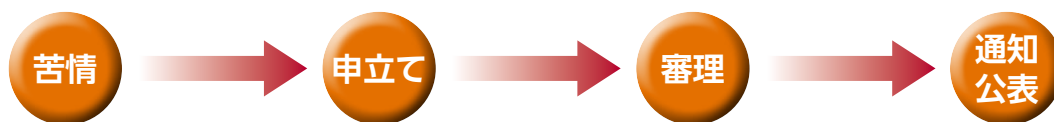
【審理の対象となるもの】

- 名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、および、これらに関連する放送倫理上の問題。
- 公正・公平を欠いた放送により著しい不利益を被った人からの申立てで、委員会が認めたもの。
- 原則として、放送日から3か月以内に放送局に伝えられ、かつ1年以内に委員会に申し立てられたもので、放送局との話し合いで解決できなかったもの。
- 原則として、権利侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人からの申立て。
- 団体からの申立ては、団体の規模、社会的性格等を考え、委員会が相当と認めたとき。

【審理対象とならないもの】

- 個別の番組ではなく、放送全般に対する苦情。
- 放送番組の制作担当者個人に対する苦情。
- 裁判で争っているものや損害賠償を求めるもの。
- CMに関する苦情。
- BPOを構成する放送局以外の放送番組。

■ 苦情申立てから「委員会決定」の通知・公表まで



放送によって人権等を侵害されたと思ったときは、その番組を放送した放送局に苦情を伝えてください。
苦情は、まず当該放送局が対応して解決にあたります。

放送局との話し合いで解決せず、委員会に救済を求める方は申立書を提出します。
申立て用紙は、BPOのウェブサイト (<https://www.bpo.gr.jp>) にあります。ダウンロードしてご利用ください。

委員会は、申立ての内容を検討し、番組も視聴して、審理を開始するかどうか決定します。審理入りした場合は、申立人と放送局から提出された資料などを基に審理を行い、必要に応じてヒアリングを行います。

委員会は、審理の結果を「委員会決定」として「勧告」または「見解」にまとめ、申立人と当該放送局に通知し、記者会見して公表します。放送局は、決定内容を放送することになっています。

* なお、申し立てのうちに、申立人の明確な意思を確認できない状態が3か月続いたときは、申立書を取り下げたとみなされることがありますので、ご注意ください。

放送と人権等権利に関する委員会委員

委員長



曾我部 真裕
(そがべ まさひろ)
京都大学大学院
法学研究科教授

委員長代行



鈴木 秀美
(すずき ひでみ)
慶應義塾大学メディア・
コミュニケーション研究所副所長 教授

委員代行



廣田 智子
(ひろた ともこ)
弁護士

委員



大谷 奈緒子
(おおたに なおこ)
東洋大学社会学部教授

委員



國森 康弘
(くにもり やすひろ)
写真家
ジャーナリスト

委員



斉藤 とも子
(さいとう ともこ)
俳優
社会福祉士・介護福祉士

委員



野村 裕
(のむら ゆう)
弁護士

委員



松尾 剛行
(まつお たかゆき)
弁護士

委員



松田 美佐
(まつだ みさ)
中央大学
文学部教授



放送と青少年に関する委員会

BPOの放送と青少年に関する委員会[青少年委員会]は、青少年に対する放送や番組のあり方に関する視聴者からの意見などを基に話し合います。さらに、青少年が視聴する番組の向上に資する調査研究や良質な番組の視聴・講評などを通じて、視聴者と放送局を結ぶ“回路”の役割を担います。委員会は、討論・審議の内容や審議に基づく「見解」、視聴者意見の概要などを当該放送局や全放送局に通知するとともに公表します。

[中高生モニター制度] 青少年委員会の審議の参考のため、中学・高校生から直接意見を聞く「モニター制度」を設けています。全国約30人のモニターを公募して、月に1回、テレビ・ラジオ番組に対するレポートを送ってもらい、各放送局に番組制作の参考として伝えていきます。期間は1年間で、年度内に「モニター会議」を開催し、中高生と委員が放送について意見交換します。

[放送と青少年に関する調査研究] 大学などの研究機関と協力して、放送と青少年に関する調査研究を行っています。これまでに、「青少年へのテレビメディアの影響調査」「今、テレビは子ども達にどう見られているか?」「“デジタルネイティブ”はテレビをどう見ているか?」「“新時代テレビ”～いま、ドラマ・バラエティ制作者666人は～」「『中高生の生活とテレビ』に関する調査」「青少年のメディア利用に関する調査」「青少年のメディア・リテラシー育成に関する放送局の取り組みに対する調査研究」などの報告書をまとめています。

[委員会の見解・提言・要望など]

- バラエティー系番組に対する見解
- 「子ども向け番組」についての提言
- 「出演者の心身に加えられる暴力」に関する見解
- 子どもへの影響を配慮した震災報道についての要望 など

■ 放送と青少年に関する委員会の議論の流れ



視聴者意見などを基に、委員が話し合う必要があると判断した番組を視聴します。その場合、当該放送局に番組関連資料の提出を要請することもあります。

委員が意見を出し合い、審議すべき番組・テーマかどうかを判断します。討論の概要は、番組名・放送局名を伏せて公表します。良質な番組も視聴し講評します。

審議対象となった番組は、当該放送局に企画意図の説明や制作責任者との意見交換などを要請し、「委員会の考え」などをまとめ、原則番組名・放送局名を公表します。

委員の3分の2以上の同意を得た場合、委員会は、「見解」などとして、当該放送局に伝えるとともに、記者会見などで公表し、全放送局に自主的検討と対応を要請します。

放送と青少年に関する委員会委員

委員長



榎原 洋一
(さかきはら よういち)
お茶の水女子大学
名誉教授、小児科医

副委員長



吉永 みち子
(よしなが みちこ)
ノンフィクションライター

委員



飯田 豊
(いいた ゆたか)
立命館大学
産業社会学部教授

委員



池田 雅子
(いけだ まさこ)
弁護士

委員



佐々木 輝美
(ささき てるよし)
獨協大学
外国語学部教授

委員



沢井 佳子
(さわい よしこ)
チャイルド・ラボ所長
視聴覚コンテンツ監修

委員



高橋 聡美
(たかはし さとみ)
中央大学
人文科学研究所客員研究員

委員

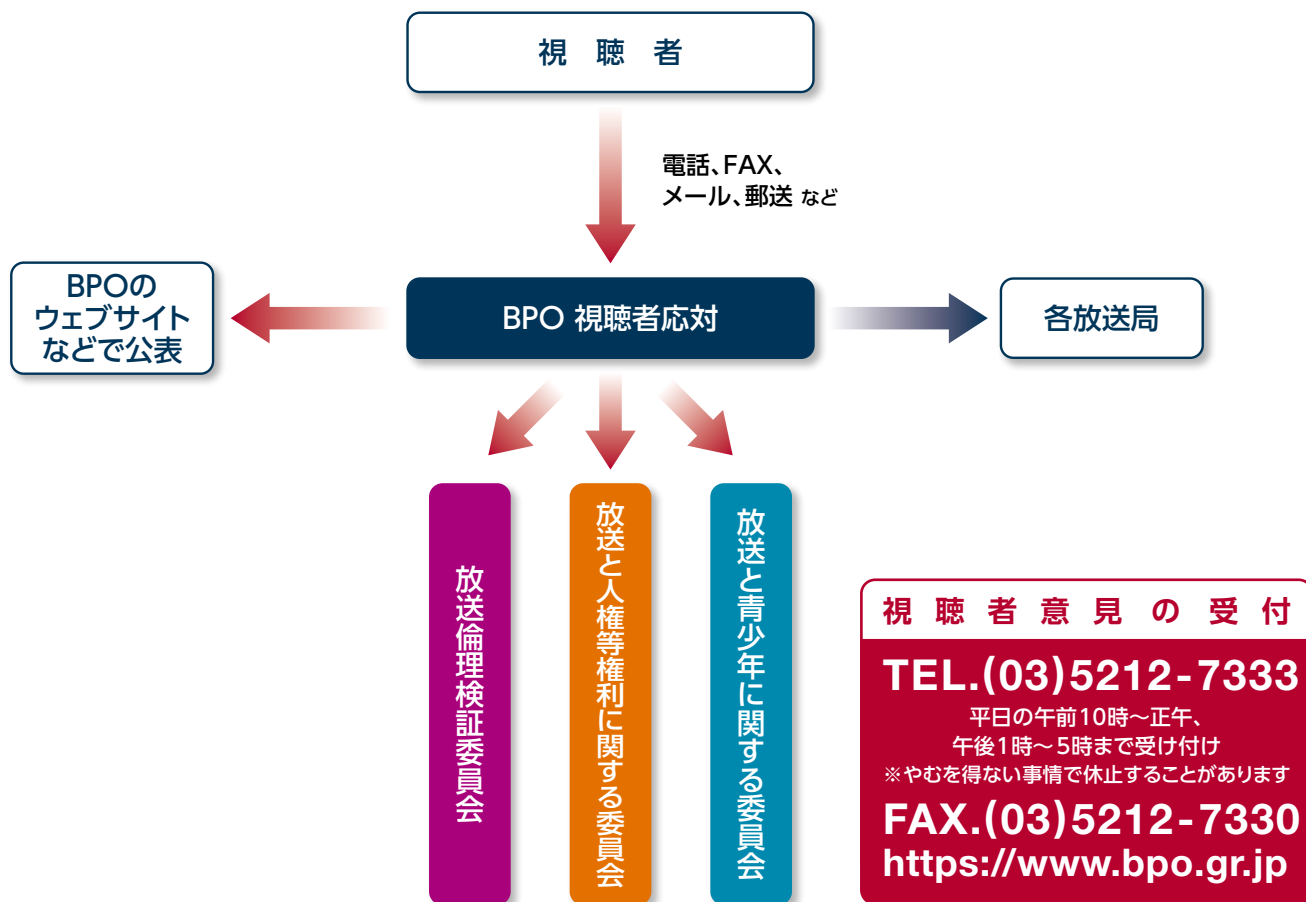


山縣 文治
(やまがた ふみはる)
関西大学
人間健康学部教授

視聴者意見の流れ

テレビ・ラジオの放送に関する視聴者・聴取者からの意見は、視聴者対応セクションが、電話やBPOのウェブサイト経由のメールのほか、FAXや郵送（手紙やハガキ）などで受け付けています。寄せられた意見は1日ごとに一覧化して、事務局の会議で検討・協議するとともに、委員会で活用されています。

視聴者意見のうち、番組名や放送局が特定できるものについては、月に2回まとめて当該放送局に送付しています。また、全国の放送局に共通して参考になるとと思われる視聴者意見の概要を、月に2回、全放送局に送付しています。なお、BPOに寄せられた視聴者意見の概要は、月ごとにまとめてBPOウェブサイトで公表しています。



2023年度の視聴者・聴取者からの意見は2万8千件を超え前年度より約32%増加しました。ウェブサイト経由が約87%、電話が約11%となっています。SNSなどで番組に関する話題を知った人からの意見が増えていますが、原則として番組を実際にご覧になった方の意見を受け付けています。

■ 2023年度(4月～3月)の視聴者意見(28,116件、月平均 2,343件)

		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
アクセス別	電話	2,280	10.3%	1,911	9.2%	3,526	16.5%	3,132	11.1%
	ウェブ	19,438	88.0%	18,485	89.2%	17,521	82.2%	24,699	87.8%
	FAX	143	0.7%	170	0.8%	109	0.5%	104	0.4%
	郵送他	221	1.0%	160	0.8%	163	0.8%	181	0.7%
合計		22,082	—	20,726	—	21,319	—	28,116	—

■ 2023年度の年齢層別意見数



■ 2023年度の性別意見数



**BPOは、NHK・民放連・民放連加盟の放送局が
“自主・自律を図るために設立した第三者委員会”を運営する機関です。**

BPOが誕生して20年の時を刻んでまいりました。この間、私たちの暮らしを囲む状況は多様化し、価値観や社会システムの変動はその幅・スピードのいずれにおいても、かつて例をみないものとなっています。

こうした状況にあって、誰一人として取り残さない・取り残されない持続可能な社会が求められています。そして成熟した市民社会の構築とそのための文化・風土の醸成において、放送が果たす役割は従来にも増して大きくなっていることを痛感いたします。

放送界がその公共的使命を自覚し、独立した第三者委員会を運営する機関として自ら設立したのが、BPOです。放送における言論・表現の自由を尊重しつつ、視聴者の人権を擁護し、放送番組の質的向上を図り、未来を生きる青少年の健やかな成長を守る。そのために第三者委員会を通して正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを活動の原点としています。

その活動の原点に改めて立つべき時を迎えている今、放送がこれからも視聴者の信頼の上をしっかり公共的な役割を果たしていくために、放送界とBPOがさらに良き緊張関係を維持していく大切さを再認識しています。関係される皆様のご理解とお力添えを心からお願い申し上げます。



大日向 雅美
放送倫理・番組向上機構 [BPO] 理事長

BPO

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7333 (視聴者対応専用電話) FAX. (03) 5212-7330
<https://www.bpo.gr.jp>